電気設備工事特記仕様書

工事名称　○○○○○○○○○○○工事
工事期間　契約締結の翌日から令和　○○年　○○月　○○日まで
工事場所　福岡市○○区○○○○○○○○○○○
工事概要　○○○○○○○○○○○に伴う電気工事一式

工事を施工しない日の指定　　有（下記の期間）　・　無
○○○○○○○○○○○
工事を施工しない時間帯の指定　　有（下記の時間帯）　・　無
○○○○○○○○○○○

契約不適合責任期間　受け渡し完了の日から １ ヶ年間

1．建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
○○○○					

2．工事仕様
（1）共通仕様
現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）,特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）、公共建築設備工事標準図電気設備工事編（最新版）、日本電気協会編「内線規定」、「高圧受電設備規程」及び「建築設備工事施工の手引き（福岡市制定）」（最新版）による。
（2）特記仕様
特記事項のうち選択する事項は ⊙のついたものを適用する。

章	項　　　目	特　　記　　事　　項
一般共通事項	1．機材	本工事に使用する機材等は、建設材料・設備機材等品質性能評価事業の設備機材等評価名簿（最新版）によるほか、同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合に監督員の承諾を受ける。
	2．主任技術者等	建設業法で定める者。
	3．電気工作物	・一般電気工作物　　・自家用電気工作物
	4．内訳書及び実施工程表	・提出する　　・提出しない
	5．施工計画書，承諾図	施工着手前までに提出すること。
	6．部分払	部分払を請求する場合は、市長を被保険者とする出来高金額に見合う火災保険その他保険に加入すること。 保険期間の終期は、工事完成期限の日から起算して２１日を経過する日とする。
	7．工事用電力・水	原則として、本工事に必要な工事用電力、水はすべて受注者の負担とする。
	8．申請手続き及び費用	本工事に必要な関係官公庁、事業会社等に対する申請書類の作成、提出及び手続きの一切を代行する。 これに要する費用は（・別途とする　・本工事に含む） 電力会社等の工事負担金は（・別途とする　・本工事に含む）
	9．建設発生土の処分方法	・構内敷ならし　　・構内指示の場所にたい積 ・指定処分（受入条件は下記のとおりとする。） 受入場所　名称:○○　住所:福岡市○○区○○ 運搬距離　受入地までの距離は○○ｋｍとする。
	10．足場	・本工事　　・別途工事
	11．発生材の処理	本工事で生じた発生材で、引渡しを要する物は指示された場所に整理のうえ、引渡書（任意様式）を添えて建物管理者に引渡すこととし、引渡しを要しない物はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処分すること。又、ＰＣＢ使用機器の取扱については「ＰＣＢ使用電気機器の処理要領」による。 ・引渡しを要するもの
	発生材引去金対象物	・有　　・無
	ＰＣＢ含有試験	・有　　・無
	12．建設リサイクル法の適用	・有　　・無 建設リサイクル法の対象となる場合は、これにより適切に処理すること。又、これに基づき契約書の別紙の事項の記載事項が必要になる。
	13．産廃処理対象物	・有　　・無 工事により発生した廃棄物（梱包材・残材含む）は受注者の責任において適切に処理し、不法投棄しないこと。 水銀使用製品（蛍光管，水銀ランプ等）は、水銀またはその化合物が大気中に飛散しないように適正に処理すること。
	14．工事写真	工事写真は、福岡市工事検査要領に基づく「福岡市建築設備工事写真撮影要領」(最新版)によること。
	15．完成図書等	完成図書等の作成は、「完成図書等作成要領（設備工事編）」（最新版）によるものとし、工事期間内に速やかに必要部数を監督員に提出すること。
	16．建設重機	排出ガス対策型、低騒音型を使用すること。
	17．配管・配線その他	分電盤、制御盤以降、及び各通信機器間（幹線部分を除く）の配管、配線でその経路、サイズ、本数は設備機能を優先し、監督員と協議のうえ変更することが出来る。
	18．表示	プルボックス及びジョイントボックス等のカバープレートには用途名を表示すること。 また、プルボックス、制御盤、端子盤等内の電線には各回路毎に結束し、判断し難いものには区間名及び線種名を表示すること。
	19．呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には１.２ｍｍ以上のビニル被覆鉄線を通線し行先を表示すること。
	20．寸法	寸法は図面表示と多少相違してもよい。
	21．再使用機器	取りはずし再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうえ取り付けること。
	22．絶縁測定	改修にかかわる電路については、施工前に絶縁抵抗を測定し監督員に報告すること。
	23．電線の保護	特記のない露出部分の配線はメタルモールにて保護する。また、貫通部分の配線は金属管等で保護すること。
	24．露出配管の塗装	屋内は普通塗装、屋外は耐候性塗装(塩害地区は耐塩塗装)とする。（塗装仕様を変更する場合は、監督員と協議すること。）ただし、シックハウス対策のため居室内に使用する塗料はホルムアルデヒドを含まないものを使用すること。 「建築設備工事施工の手引き(福岡市制定)」(最新版)参照。
	25．標準塗装色(電線管、盤等)	電気室・機械室　５Ｙ７／１　　一　般　２.５Ｙ９／１ ただし、建築意匠に合わせる必要がある場合、監督員と協議のこと。
	26．盤類のハンドル	屋外　・A1310(ﾀｷｹﾞﾝ)相当 屋内　・A230(ﾀｷｹﾞﾝ)相当　・A1310(ﾀｷｹﾞﾝ)相当　・A140(ﾀｷｹﾞﾝ)相当 ただし、キュービクルについては監督員と協議のこと。
	27．耐震施工	**受変電設備および発電機設備等の設置時は、引張試験を実施すること。　試験数については、監督員と協議すること。**
	28．接　地　工　事	Ａ種、Ｂ種、Ｃ種は銅板 900X900X1.5(金属製埋設標）、Ｄ種は銅棒 10φX1,000X必要本数(・金属製埋設標　・樹脂製埋設標）とする。 ただし、現場条件に合わせて監督員と協議の上変更を行えるもの。
	29．防火区画貫通部の処理	防火区画を貫通する管は，関係法令に基づき適切に処理すること。
	30．工事標示板	工事標示板は現場の出入口等のわかりやすい場所に設置し、建設業許可票等の標示板については関係法令等に基づき設置すること。
	31．工事実績情報の登録（ＣＯＲＩＮＳ）	請負金額５００万円以上の工事は、当該工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に登録し、登録済みの受領書の写しを監督員に提出すること。
	登録の項目	受注時、竣工時、途中変更時、訂正時
	32．ＣＡＤデータの貸与	ＣＡＤデータ　・有　　・無 「貸与するＣＡＤデータを当該工事における施工図及び、完成図を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図、施工図のＣＡＤデータ著作権は本市に帰属する。また、貸与したＣＡＤデータは工事完成までに返却すること。
	33．電子納品の対象	・対象とする　　・対象としない
	34．施設台帳（電子データ）の作成	・有　　・無
	35．保証書の提出	機器については，工事のかし担保期間に関わらず製造者が保証する（期間・部品等について）保証書を提出すること
	36．施工体制の確認に関する特記事項	第１条　施工体制の確認方法 本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。 （１）下請契約を締結した場合は「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。 （施工体制台帳） 施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。 （工事作業所災害防止協議会兼施工体系図） ①施工計画書でなく、施工体制台帳に添付すること。 ②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。 （２）下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。 （３）施工体制に変更が生じた場合 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。 第２条　施工体制の確認に関する点検 （１）抜き打ち点検 施工体制や一括下請等に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。 （２）検査時における点検 中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。 第３条　不備が発覚した場合の措置 （１）工事成績評定での減点の措置 監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。 （２）請負代金の支払い 書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。 （３）悪質なケース 虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

3．工事種目　（番号に○印をつけたもの及び ⊙印を適用する）

工事種目＼建物別	○○○○			
1　構内外線	・	・	・	
2　受変電設備	・	・	・	
3　発電設備	・	・	・	
4　幹線動力設備	・	・	・	
5　電灯コンセント設備	・	・	・	
6　照明器具取付	・	・	・	
7　電話設備	・	・	・	
8　拡声設備	・	・	・	
9　インターホン設備	・	・	・	
10　電気時計設備	・	・	・	
11表示設備	・	・	・	
12　テレビ共同受信設備	・	・	・	
13　火災報知設備	・	・	・	
14　防火扉防煙排煙設備	・	・	・	
15　雷保護設備	・	・	・	
16　ガス漏れ警報設備	・	・	・	
17　昇降機設備	・	・	・	
18　その他	・	・	・	

4．工事種目別の特記仕様
章及び項目は番号に○印のついたものを適用。
特記事項のうち選択する事項は ⊙のついたものを適用する。

章	項　　　目	特　　記　　事　　項
1 構内外線	1．配線方式	・地中線式（・直埋式　・管路式）　・架空線式
	2．地中ケーブルの保護管	・ＦＥＰ
	3．埋設シート（ダブル）	・要　　・不要
	4．ハンドホール鉄蓋の刻印	・市章　・電気　・電話　・通信
	5．ハンドホール蓋	・簡易防水（・Ｒ２Ｋ　・Ｒ８Ｋ） ・完全防水（ボルト固定式）（・２ｔ　・８ｔ）
	6．地中埋設標柱	・プラスチック（頭部橙色）　・鉄製ピン
2 受変電設備	1．型式	・屋内開放　・屋内キュービクル　・屋外キュービクル
	2．しゃ断器	・ＬＢＳ　・ＶＣＢ　・ＭＣＢ　・ＡＣＢ
	3．操作方式	・手動操作　・電磁操作　・手動バネ操作
	4．変圧器	・油入自冷式　・乾式　・モールド式
	5．コンデンサ	・高圧　・低圧　・直列リアクトル（・内蔵　・併設） ・油入式　・モールド　・乾式
	6．高低圧盤監視盤	各機器盤類は製作図を提出し承諾を得た後に製作すること。
	7．直流電源装置	型式　・キュービクル式　・架台式 用途　・制御操作用　・非常照明用 ・消防設備用　・その他（　　　）
	8．各試験	・耐圧試験（現場）
	9．盤改造	改造依頼の製造メーカ指定 ・無　・有（　　　） ※改造メーカについては監督員と協議すること
3 発電設備	1．型式	・パッケージ式　・開放式
	2．定格出力	（　　　）ｋＶＡ以上
	3．エンジン種別	・ディーゼル　・ガスタービン
	4．燃料種別	・Ａ重油　・軽油　・灯油
	5．盤類	始動盤（・別置型　・搭載型）
	6．バッテリー（始動用）	・制御弁式　・その他　公称電圧＿＿＿Ｖ
	7．用途	・消防設備用　・保安灯用　・保安動力用 ・その他（　　　）
	8．騒音レベル（Ａ特性）	・機側（・１ｍ　・７ｍ）で （・７５dB　・８５dB　・　dB）以下
4 幹線動力設備	1．盤及び機器接地	盤及び機器の接地は確実に行うこと。
	2．自立盤の基礎	・要（ＥＬＶ制御盤，機器類　　）　・不要
	3．盤類製造グループ	・製作品　・一般品
	4．交流電磁開閉器及び交流電磁接触器の選定	定格使用電流の１ランク上位の器具とすること。
	5．盤改造	改造依頼の製造メーカ指定 ・無　・有（　　　）
5 電灯コンセント設備	1．配線器具	特殊コンセントには差込プラグを付属させること。
	2．ハイテンション	・収納形　・露出形　・埋込形
	3．位置ボックス	ケーブル配線の場合の位置ボックス、ジョイントボックスの仕様区分は、ケーブル１本を配管（２５）１本とみなして金属管配管の場合に準ずる。
	4．埋込カラーコンセント	・大角型　但し特殊コンセントは除く。
	5．埋込カラースイッチ	大角形を原則とする。但し特殊スイッチは除く。
	6．予備配管	埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器４個以下の場合１本（PF22）、５個以上は２本（PF22）を天井まで立上げること。
	7．外灯の接地	・単独　・ケーブルの１線使用
6 照明器具取付	1．照明器具	照明器具はＬＥＤを原則とする。 ・ベースライト（・埋込型　・直付型） ・ダウンライト ・誘導灯（・避難口誘導灯　・通路誘導灯） ・非常用照明（・予備電源内蔵形　・予備電源別置形） ・屋外灯（・街路灯　・投光器　・ガーデンライト）
	2．器具の接地	照明器具には原則として接地工事を施すこと。ただし監督員の指示した箇所は省略することができる。
	3．器具の固定	照明器具を天井に取付ける場合は原則として，スラブその他の構造体よりボルト等で支持すること。 ダウンライト器具の取付については，器具質量が１．５ｋｇを超え，３ｋｇ以下の場合は脱落防止処置を設け，器具質量が３ｋｇを超える場合については，スラブその他の構造体よりボルト等で支持すること。
	4．送り配線	照明器具内の送り配線端子は，配線工事に使用することができる。
7 電話設備	1．交換方式	・電子式自動交換機（・中継台式　・　　　） ・電子ボタン電話
	2．電話機	・一般型　・多機能型（・停電補償あり・停電補償なし）
	3．ローテンション	・引き出し式　・モジュラー式
8 拡声設備	1．主装置	・卓上型　・自立型　・机型　・壁掛型 ・非常放送と兼用型
	2．出力	・一元（　回路）　・三元（１０回路×３） ・＿＿Ｗ＿＿回路
	3．ラジオ	・ＡＭ　・ＦＭ
	4．スピーカー	・天井埋込型　・天井吊下型　・天井直付型　・壁掛型
	5．リモコンマイク	一斉＋＿＿回線
	6．音声警報（火災受信機連動）	・基本　・標準　・特殊
9 インターホン設備	1．方式	・相互式　・複合式　・親子式
	2．通話方式	・同時通話型　・交互通話型 ・電話型　・電話スピーカー型　・スピーカー型 ・テレビインターホン型
10 電気時計設備	1．親時計	水晶発信型　・壁掛型　・自立型
	2．出力	ＤＣ２４Ｖ　３０秒運針＿＿回路、子時計　１ 個
	3．子時計	・壁掛型　・ブラケット型　・吊下型
	4．電源	・停電補償装置付
11 表示設備	1．表示盤	壁掛型（・縦置　・横置）　窓数＿＿個 段数＿＿段
	2．ベル	・露出形　・埋込形
	3．ブザー	・露出形　・埋込形
	4．発信器	・卓上形　・埋込形 ・トグルスイッチ　・押釦　・表示窓
	5．電源	・停電補償装置付
	6．ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ表示設備	・電源箱　・表示灯　・ブザー ・押釦　・復帰釦
12 テレビ共同受信設備	1．共聴アンテナ	ＶＨＦ＿＿素子（・一般仕様　・耐塩仕様） ＵＨＦ＿＿素子（・一般仕様　・耐塩仕様） ・有線（ＣＡＴＶ）
	2．アンテナマスト	長さ＿＿ｍ　・溶融亜鉛メッキ　・ＳＵＳ
	3．アンテナマスト取付	・壁支持形　・自立形（ベースプレート式）
	4．電界強度測定	く体完成後すみやかに測定し報告すること。
	5．レベル測定	・要　・不要
	6．機器	ＢＬ規格のあるものはＢＬ規格相当品とする。
13 火災報知設備	1．受信機	・Ｐ型１級　・Ｐ型２級　・Ｒ型　＿＿回線 ・非常放送連動機能 ・壁掛型　・自立型 ・複合型　・その他
	2．表示盤（副受信機）	・要　・不要　＿＿回線 ・壁掛型　・自立型 ・複合型
	3．感知器	・差動スポット型　・定温スポット型　・煙型 ・差動分布型
	4．総合盤	・発信機　・表示灯　・ベル　・ガード ・組込型（・発信機　・表示灯　・ベル　・ガード）
	5．消火栓起動押釦	・要　・不要
	6．非常警報装置	・複合装置（発信機、表示灯、警報、バッテリー組込）
	7．火災通報装置	・要　・不要
14 防火扉防排煙設備	1．連動制御盤	・＿＿回線　・壁掛型　・自立型 ・自動火災報知設備に含む
	2．自動閉鎖装置	・防火戸用　（・本工事　・別途工事） ・ダンパー用　（・別途工事　・本工事） ・排煙口、防煙壁用（・別途工事　・本工事） ・非常口電気錠　（・別途工事　・本工事） ・防火シャッター　（・別途工事　・本工事）
	3．感知器	・煙式３種
15 雷保護設備	1．避雷針の種類	・突針　・むね上げ導体　・工作物使用
	2．引下げ導体	・鉄骨又は鉄筋による簡略　・銅より線
	3．接地極	・建築物構造体利用　・銅板埋設 (900X900X1.5t)
	4．内部雷保護	・ＳＰＤ－Ⅰ　・ＳＰＤ－Ⅱ
16 ガス漏れ警報設備	1．受信機	・壁掛型　・自立型＿＿回線 ・自動火災報知設備に含む
	2．検知器	・ＬＰＧ用検知器用コンセント ・都市ガス用（取付ﾍﾞｰｽのみ） ・単体型　・有電圧出力型　・接点出力型
	3．増設ブザー	・ガス漏れ警報ブザー
	4．中継器	・ガス漏れ表示灯付　・信号変換のみ
17 昇降機設備	1．仕様	図中の仕様書参照のこと 図面に記載されていない事項については、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・公共建築工事標準仕様書機械設備工事編（最新版） ・公共建築設備工事標準図機械設備工事編（最新版） による。
18 その他	1．監視カメラ設備	
	2．駐車場管制設備	
	3．中央監視制御設備	
	4．自動制御設備	

5．　機器の取り付け高さ（参考）下表による。

	名　　称	測　点	取付高（mm）		名　　称	測　点	取付高（mm）
電力 幹線動力	引込開閉器	GL ～ 中心	1,800 ～ 2,200	表示	表示盤	FL ～ 中心	2,300
	分電盤 (小型や樹脂製の分電盤は天井付近とする)	FL ～ 中心	1,500		壁付発信器・押ボタン	〃	1,300
					ベル・ブザー・ﾁｬｲﾑ	〃	2,300
	制御盤	〃	1,500		電源箱	天井下 ～ 上端	200
	手元開閉器	〃	1,500				
	警報盤	〃	2,000		身障者用呼出ボタン	FL ～ 中心	800 (300
	操作スイッチ	〃	1,300		〃　復帰ボタン	〃	1,500
					〃　表示灯	〃	2,300
					〃　呼出表示器	〃	1,800
電灯	スイッチ	FL ～ 中心	1,300	通信 拡声	端子盤（室内・埋込）	FL ～ 下端	300
	身障者用スイッチ	〃	1,000		集合保安器箱	天井下 ～ 上端	200
	壁付コンセント（一般）	〃	300				
	〃　（和室）	〃	150		壁付位置ボックス(一般)	FL ～ 中心	300
	〃　（土間）	〃	800 ～ 1,300		〃　（和室）	〃	300
	ブラケット照明	〃	2,100 ～ 2,300		保守用インターホン	〃	1,300
					壁掛型スピーカー	〃	2,300
					壁付アッテネータ	〃	1,300
自火報	受信機・副受信機	FL ～ 中心	800~1,500	テレビ共同受信	直列ユニット（一般）	FL ～ 中心	300
	総合盤	〃	800~1,500		〃　（和室）	〃	150
	発信器	〃	800~1,500		機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
	ベル	〃	2,300				
	表示灯	〃	2,100				
	液化石油ガス用検知器	FL ～ 上端	300				

（注）分電盤等が露出の場合は盤の下端が危険な位置にならないように取り付けること。
（学校の場合、廊下等に取り付ける盤については、下端：２，０００以上）

6．　申請手続き　（⊙のついたものを適用）

（１）共通
- ・道路占有許可申請（道路管理者）
- ・道路使用許可申請（警察署長）

（２）電力
- ・保安規程届（産業保安監督部）
- ・主任技術者選任届（産業保安監督部）
- ・工事計画届（産業保安監督部）
- ・使用前検査申請（産業保安監督部）
- ・自家用電気使用申込（電力会社）
- ・電灯、動力使用申込（電力会社）

（３）消防
- ・消防用設備等着工届（消防署長）
- ・消防用設備等設置届（消防署長）
- ・変電設備設置届（消防署長）
- ・変電設備廃止届（消防署長）
- ・発電設備設置届（消防署長）
- ・発電設備廃止届（消防署長）
- ・蓄電池設備設置届（消防署長）
- ・蓄電池設備廃止届（消防署長）

（４）その他
- ・ＮＴＴ申請
- ・昇降機確認申請書（建築審査課）
- ・小荷物専用昇降機確認申請書（建築審査課）

7．別途工事

・建築工事　・衛生工事　・空調工事　・昇降機工事

8．他工事との取合区分（⊙のついたものを適用する。）

取　合　区　分	本　工　事	建　築　工　事	衛　生　工　事	空　調　工　事
はり、床、壁、貫通スリーブ	・	・	・	・
同上に伴う補強	・	・	・	・
埋込型分電盤、端子盤、プルボックスの仮枠	・	・	・	・
同上に伴う補強	・	・	・	・
天井埋込器具取付箇所の天井ボード切込	・	・	・	・
同上に伴う下地補強	・	・	・	・
発電機の基礎	・	・	・	・
自立盤、トランスの基礎	・	・	・	・
テレビアンテナマストの基礎	・	・	・	・
配線ピット	・	・	・	・
同上用蓋	・	・	・	・
照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート	・	・	・	・
別途機器等への接続（直接接続に限る）	・	・	・	・
点検口	・	・	・	・
空調室外機電源工事	・	・	・	・
空調室内機電源工事	・	・	・	・
天井補修	・	・	・	・
給湯器の接地	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・

9．福岡市契約事務規則第４１条１項４号に定める中間技術検査を　・実施する　・実施しない

10．地下埋設物調査等に関する事項
第１条　工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
1.工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
2.必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
3.地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。
第２条　近接施工に関する確認・対策の徹底について
1.工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
2.近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

11．下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項
第１条　受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。
第２条　受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。
第３条　受注者は、下請業者の１次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。
第４条　受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

12．設計変更に関する事項
工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。
契約変更の時期について
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあっては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。
軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。
① 設計変更額が当初設計金額の２０％を超えるもの。
② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
③ その他上記に準ずる重要なもの。

13．公共事業労務費調査に対する協力
第１条　本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
第２条　調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
第３条　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
第４条　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

14．法定外の労災保険の付保
本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

15．**工事情報共有システム**
1．発注方式について（該当事項○印）
・発注者指定方式（発注者が工事情報共有システムを利用することを指定して実施）
⊙受注者希望方式（受注者が工事情報共有システムの利用を希望する場合は協議して実施）
2．費用補正について
1）発注者指定方式
工期に応じて共通仮設費に積上げ積算して、予定価格を作成している。工期に変更があった場合は、期間の増減に応じて設計変更する。
2）受注者希望方式
工事情報共有システムの利用期間に応じて、増額変更する。
3．指定システム
電納ASPer　（株）建設総合サービス

※本工事における特記事項
工事特性・創意工夫・社会性等に関する事項
受注者は工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

工事名	○○○○○○○○○○○工事
図面名	電気設備工事特記仕様書（１）
福岡市財政局アセットマネジメント推進部 設備課	日付R8．04　　E-01

１６．現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用

１．現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）

・本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事であり他の工事への兼任は認められません。

●契約金額が４，５００万円（建築一式工事：９，０００万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事です。ただし、下記に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとします。

①請負契約の締結後から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間

２．監理技術者等の工事現場にける専任及び専任期間について

※監理技術者制度運用マニュアル（国交省）による

【 最終改正　令和 ７年 １月 ２８日 】

３．配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。

なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

・一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

・指名競争入札による工事の場合は，入札の執行日（開札日）以前に３か月以上の雇用関係にあること。

・随意契約による工事の場合は，見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

４．専任特例２号の監理技術者（特例監理技術者）の配置について（該当事項○印）

・本工事は、専任特例２号の監理技術者（建設業法第２６条第３項ただし書第２号による監理技術者）の配置は認められません。

●本工事は、次の要件に該当する場合、専任特例２号の監理技術者（建設業法第２６条第３項ただし書第２号による監理技術者）を配置することができます。

①本工事の当初請負金額が３億円未満である場合

②兼任する工事が、２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合

１７．週休２日工事について

１.週休２日工事の対象工事について

本工事は、週休２日工事の対象工事であり、週休２日を前提とした工期を設定している。

２.発注方式について（該当事項○印）

・週休２日　I型（受注者が工事着手前に「週単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休２日及び通期の週休２日は必須））

・週休２日　II型（受注者が工事着手前に「週単位の週休２日」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休２日は必須））

３.費用補正について

１）週休２日　I型の場合、「月単位の週休２日」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「週単位の週休２日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

２）週休２日　II型の場合、「通期の週休２日」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正せず予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「週単位の週休２日」または「月単位の週休２日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。

３）補正係数は、「福岡市営繕工事における週休２日工事実施要領」を参照すること。

4.その他

1）発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。

2)「福岡市営繕工事における週休２日工事実施要領」に基づき実施すること。

（福岡市ホーム ＞ 創業・産業・ビジネス ＞ 公共工事・技術情報 ＞ 工事基準 ＞ 週休２日工事）

１８．情報共有システム活用の試行

１．本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。

２．受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。

３．活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

１９．工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。ただし、契約約款第３４の２において中間前金払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

２０．遠隔臨場について

１．遠隔臨場の対象工事について

本工事は、建設現場の遠隔臨場の対象工事である。

実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。

２．実施内容

（１）「監督員の立会い等」の実施

工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、「監督員の立会い」、「監督員と協議」、「監督員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督員の立会い等」という。）を実施するものである。

実施内容については、受発注者間で協議するものとする。

（２）機器の手配

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やＷｅｂ会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。

（３）費用

遠隔臨場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。

（４）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

２１．ウィークリースタンスの実施について

本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。

実施にあたっては、福岡市役所ホームページ掲載の「ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき実施するものとする。

２２．石綿有無の事前調査及び調査結果報告について

１．石綿有無の事前調査について（該当する場合○印）

●本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事である。

事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。

２．事前調査結果の報告について

（１）石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。

（２）作業開始前に事前調査結果を監督員に書面で説明すること。

（３）事前調査の結果を現場に掲示すること。（Ａ３サイズ以上）

（４）事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合や、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

２３．石綿除去工事について

１．石綿除去工事の有無について（該当する場合○印）

・本工事は、石綿の除去が必要な工事である。

２．石綿除去工事の仕様について

（1）除去工事共通事項

適用基準　※「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」（福岡市財政局）

石綿含有建材除去後の仕上げ工事　※図面図示による

石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を選定した際は、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督員に提出し、承諾を受ける。

（2）施工調査

調査範囲　※図面図示による（施工範囲）・（　　　　　　　　　）

石綿含有建材の除去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う

調査結果は図面により記録し、監督員に提出する。

（１）石綿含有建材使用部位の確認

（２）石綿含有建材の種別、厚さ等の確認

（３）石綿含有建材使用数量の確認

分析による石綿含有調査　・行う（下表による）⊙行わない

材　料　名	調査方法	１材料あたりの試料数
	※X線回析分析	※３
	・	・

石綿粉じん濃度測定　・行う（測定個所数（　　　　箇所））

⊙行わない

測定は、「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」に定める方法をもとに監督員と協議する。除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。

（3）石綿含有外壁仕上塗材の除去

除去工法　※「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」

処分方法　※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分

２４．建設キャリアアップシステム活用工事について

１．建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事の対象工事について

・建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事の対象工事である。

実施にあたっては、「福岡市　建設キャリアアップシステム活用工事　実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事」を参照すること。

２５．交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について

警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導警備員の労働災害防止の徹底を図ること。

２６．猛暑による作業不能日数

１．猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）

・本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるＷＢＧＴ値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

●本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第２１条に基づき、受注者からの請求により協議する。

２７．現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

１.快適トイレの試行

受注者は，現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1)洋式便器
(2)水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
(3)臭い逆流防止機能
(4)容易に開かない施錠機能
(5)照明設備
(6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

(7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(8)周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
(9)サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
(10)鏡と手洗器
(11)便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様，付属品】

(12)室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
(13)擬音装置（機能含む）
(14)着替え台
(15)臭気対策機能の多重化
(16)室内温度の調整が可能な設備
(17)小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議する。

なお、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用について別途計上は行わない。

２８．熱中症対策について

受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、仕様や費用が分かる資料（カタログ・見積等）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。

（１）遮光ネット（足場に設置するものに限る）

なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。

２９一般廃棄物の処分について

１．一般廃棄物処分量の確認

・一般廃棄物の処理を証する伝票には、工事件名を記載すること。

・検査時に伝票の原本を提示すること。

２．一般廃棄物の運搬

・廃棄物は受注者自らが運搬すること、又は一般廃棄物収集運搬業者へ委託すること。

・廃棄物の処理に関する再々委託は禁止する。

・処分重量を伝票で確認するため、他委託等の廃棄物との混載は禁止とする。

工事名	○○○○○○○○○○○○○○	
図面名	電気設備工事特記仕様書（２）	
福岡市財政局アセットマネジメント推進部 設備課	日付R8．4	E－０２